

令和3年10月11日 公告

大正区鶴町5丁目(E-25)堤防工事(その2)

設計図書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記事項 第2項工事 7. 附属工について	1) アルミニウム合金陽極取付については作業船(潜水士船等)を使用した海上施工とする。	1) アルミニウム合金陽極取付については既設構造物等を基地としての作業は可能とする。